

(別表)

保育所認可申請への添付書類一覧

区分1	区分2	書類名	備考
各施設共通		児童福祉施設設置認可申請書	様式第6号の2
		設置の理由書	
		宣誓書	設置者が児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないことに係る宣誓
		児童福祉施設最低基準適合調書	施設面積・人員配置に係る調書
	人的面	職員名簿	様式第7号 ・保育士資格取得年月日が分かるようにすること。
		職員の履歴書	・施設長を含む。 ・保育士については、保育士証写し又保育士資格証明書写しを添付する。申請時点で学生である場合は、保育士資格を取得見込みである旨の証明書(学校長名)を添付する。 ・その他資格を有する職員(調理士等)は当該資格を証明する書類
		職員職務分担表	
		時間帯別勤務状況表	開設年度における平日及び土曜日の時間帯別職員配置予定等を記載すること。
		嘱託医の同意書	嘱託医療機関となることについての承諾書(内科・歯科)
		施設整備面	市町村の管内地図
		施設の位置図	施設近隣の住宅地図
		施設の配置図	・保育所運営に係る全体の敷地(園庭・駐車場等を含む) ・全体の敷地面積及びその算出根拠 ・園庭面積及びその算出根拠
		施設の平面図	各部屋の有効面積及び年齢別配置予定児童数が記載された平面図
		保育室別入所予定児童数・保育士数	保育室別の予定児童数と保育士の配置数を記入する。
		写真	施設全体、外観、各部屋、フェンスの敷設状況、園庭状況等
		建築確認申請書類	(保育室等が2階に設置される場合) 準耐火又は耐火建築物である必要がある。
		建築基準法による検査書の写し	
		消防用設備等検査済の書類	管轄消防署に提出したものの写し
		消防計画書	管轄消防署に提出したものの写し
		転落防止措置	転落防止柵等の対策を示すもの
		賃貸借契約書	土地又は建物の全部又は一部を賃借している場合(少なくとも10年以上の契約期間であることが必要)
		不動産登記簿全部事項証明書	保育所運営に係る全ての土地・建物について、申請日から概ね1ヶ月以内の証明書
		調理業務委託契約書	調理業務を保育園の職員ではなく、委託する場合
	施設整備事業 (建設)	施設整備(建設)に係る契約書	金額、工事期間等がわかるもの(本体のみでなく外構等、総事業費)
		施設整備(建設)費用の資金内訳	自己資金、借入金等の内訳
		施設整備(建設)費用の借入金の償還計画書及び財源	施設整備により今後償還していく必要がある場合。 1年(1月)あたりの償還額が、処遇改善等加算Ⅰ基礎分1年(1月)相当額の範囲内であることを確認するもの。
		1ヶ月分の委託費試算(①)	児童の年齢毎の想定人数毎に単価を乗じる。処遇改善等加算Ⅰ基礎分も算出し、その範囲内での借入金償還とする。また、「余裕資金」の項目でも参照する。 なお、開設年度単価(市町村に確認)で算出すること。

区分1	区分2	書類名	備考
	健全な運営 (予算等)	開設年度の収支予算書(案)	法人本部会計(法人の場合)・施設会計(支出)については、「人件費」「事務費」「事業費」という区分に基づき算出すること。各区分内の細目については、社会福祉法人会計基準に準拠すること。
		過去3年の決算書(法人が設置の場合)	直近3か年分
		開設年度の前年度の予算書(法人が設置の場合)	平成 年度の予算書
		所得税確定申告書の写し等(個人が設置の場合)	平成 年度分(給与所得以外に所得がある場合)
	各種規定	法人登記簿全部事項証明書	設置者が法人の場合
		法人の定款	設置者が法人の場合
		「苦情への対応機関」の設置状況が分かるもの	苦情受け付けのための機関が設置され、複数の第三者委員が任命される必要あり。
		管理運営規則	
		経理規程	社会福祉法人会計基準に則ったもの
		就業規則	
	その他	給与規程	
		入園のしおり	
		保育所運営体制の方針等	保育所新規開設に当たっての今後の運営についての方針や考え方等
		保育の内容に関する全体的な計画	保育所保育指針に規定する保育の内容に関する全体的な計画
社会福祉法人以外の者による認可申請である場合	運営面	運営委員会規程	
		運営委員会一覧	「社会福祉事業について知識経験を有する者」「保護者代表」「施設長」等を含む必要あり。
各施設共通	(賃借の場合)	「土地賃借料は、地域の相場より低め」であることを示す書類	(周辺の賃借相場と比較したもの)
		賃借料の財源として安定的に賃借料を支払い得る財源があることを示すもの	
社会福祉法人以外の者による認可申請である場合		「年間の賃借料」+「1千万円(少なくとも500万円)」についての計算書②	

※必要に応じて、上記の他の資料の追加提出を指示する場合があります。

※認可替えの場合等、状況に応じて上記資料の提出の省略を指示する場合があります。